

創業期貝島炭坑経営の特質：企業内部請負制と補完炭坑について

大谷，秀樹
福岡海星女子学院高等学校

<https://doi.org/10.15017/13808>

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 21, pp.1-20, 2006-03-22. 九州大学附属図書館付設
記録資料館産業経済資料部門
バージョン：
権利関係：

創業期貝島炭坑経営の特質

——企業内部請負制と補完炭坑について——

大 谷 秀 樹

目 次

一 はじめに

二 創業期貝島炭坑の企業組織

(一) 一族企業の成立過程

- ① 初期貝島一族の形成
- ② 一族請負業から一族企業へ
- (二) 企業内部の採掘請負制

① 大ノ浦炭坑の創業

② 創業期の業務組織

③ 採掘請負制の収益

(三) 輸送・販売業務の委託

① 輸送業務の委託

② 販売業務の委託

三 鉱業権喪失後の企業形態

(一) 大ノ浦・菅牟田両坑の請負掘り

① 鉱業権の喪失

② 採掘請負業への後退

(二) 補完炭坑の経営と国内販売

① 植木炭坑の共同買収

② 瑞穂炭坑の創業

③ 国内販売の状況

④ 瑞穂炭坑の営業成績

四 おわりに

一 はじめに

貝島炭坑に関する経営史的な研究は、既に様々な角度からアプローチが試みられている。先ず中央財閥形成史のなかで貝島炭坑との関わりに触れたもの、次に地方財閥の一つとして貝島炭坑を捉えようとしたものなどがあり、これらは貝島の経営史を研究するうえで欠くことのできないものとなっている。しかし、従来の研究は、財閥史研究の一環としてなされたものが多く、創業期からの貝島炭坑の経営の在り方を正面から取り上げたものは少ないようである。^①むしろ、貝島の経営史を長い時間の流れのなかで捉えてみればみるほど、財閥化とは異質の伝統的な経営の側面が根強く残っており、歴史の節目ごとにそこへの回帰が認められるのである。この経営体質の由来は、石炭産業自体の地域性や非永続性のほかに、貝島炭坑の成り立ちに関する特殊性に求めることができる。かつて、遠藤正男氏によって分類された炭坑経営者の諸類型において、「鶴嘴一本腕一本の炭坑労働者から上昇した鉱業家」と規定された貝島太助の炭坑経営には、他の鉱業資本家とは異なる経験主義とでも言うべき独自の経営手法があった。政府の強引な鉱業政策のもとで小資本が生き残る道は様々であるが、貝島の場合には、財閥とは一定の距離を置き、また自らが財閥になる道も捨てて、独自の道を歩んだのである。それでは、貝島炭坑の伝統的な経営手法とは、一体いかなるものか。それは、どのようにして経営体質として定着していったのか。そこには、曲折がなかったのかなどの問題を、創業期に立ち帰って究明することは、その後の貝島経営史の展開を見通すうえで有力な手がかりになる。つまり、創業期にこそ貝島の炭坑経営の特質が顕著に存在しており、それがその

後の貝島経営史のなかで様々に展開しながらも、最終的には経営の方向性を規定したと見なすことができるのである。そこで今回は、すでに発表^②した三つの論文の準備段階において作成していた草稿を、改めて発表することにした。従って、やや重複する箇所があるかもしれないが、貝島家の炭坑経営を創業期から見直すことにしたい。

二 創業期貝島炭坑の企業組織

(一) 一族企業の成立過程

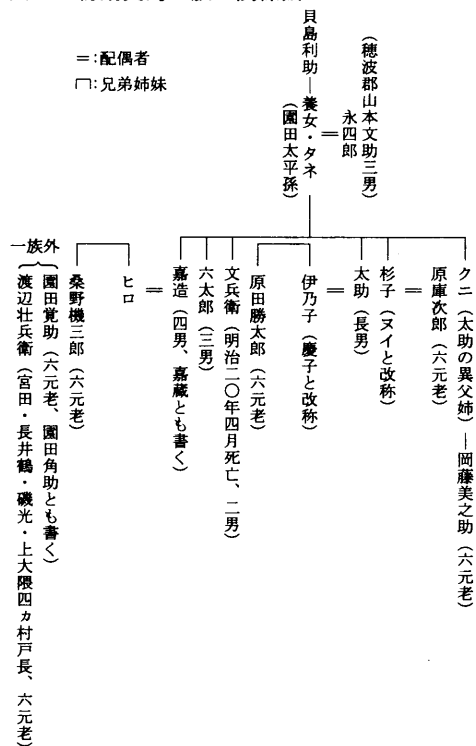
① 初期貝島一族の形成

貝島炭坑の経営上の特色の一つは、姻戚関係を含む広範な貝島一族が様々な企業形態のなかで経営の重要な地位を占めてきたことである。この一族経営の成立過程は、大ノ浦炭坑の創業以前、もつと言えば貝島家の出発点にまで遡る。「貝島太助伝^③」によると、筑豊炭田の中央部、遠賀川合流点の直方町にあった貝島家は、貝島利助の時代に農業から離れて、遠賀川の川舟船頭を生業とするようになった。地の利を生かした輸送業に活路を見出そうとしたのであるが、長くは続かなかった。その後は破魔弓・土人形・箱細工を作る「人形屋」を細々と経営するようになった。その養子・養女が太助の父母永四郎・タネである。永四郎は、貝島利助の最初の養子が貝島家を去ったため、残された養女のタネの婿として遠賀川上流域穂波郡忠隈村山本家から同家に入った。しかし、彼は、野菜・果物の栽培行商と冬場の炭坑労働で辛うじて一家の生計を維持するに過ぎなかった。その長男として生まれたのが貝島太助である。太助は八歳の時から父の炭坑労働を助け、十歳の姉杉子(ヌイ)も野菜や果物

の行商をして家計を助けた。少年期の太助は、一時奉公に出されるが、父永四郎が病床に就いたのをきっかけに家に戻り、長弟の文兵衛も奉公先から帰って共に炭坑で働くようになった。慶応三年、二十二歳になった太助は、直方町山部の小坑区を買収して初めての独立を試みたが、排水法に窮し、陥落で失敗した。その後は、博徒と交わりながら、行商・土方人足・綿打ち・日雇い稼ぎなど数々の職業を転々とした。明治三年、伊乃子と結婚して長男を得たが夭逝した。これが転機となって、単身で田川郡に赴き、西弓削田炭坑の大頭領渡辺弥右衛門の下で坑夫から副頭領をへて頭領となり、苦しい修業時代を過ごした。直方町から妻伊乃子呼び寄せて坑夫の賄いをさせて大納屋経営も経験した。明治八年、再び直方町山部に堅坑を開坑して独立しようとしたが、前回のようには排水に苦しみ、断層水の噴出で放棄した。次の直方町切貫堅坑開坑時には、長弟文兵衛のほかに次弟六太郎を参加させて仕事を分担する体制を取り始めたが、六太郎の排水作業中に坑道・坑口が崩落して失敗した。太助は、これまでの失敗の原因が排水方法の不備であることを体得していたため、長崎の職工・片山逸太が田川郡糸田堅坑で蒸気揚水機械を試用するのに立ち会い、機械方の中村清助から多くのことを学んだ。直方町に帰った太助は、文兵衛・六太郎とともに香田助五郎が所有する鞍手郡新入坑区の一部を請負掘りすることとし、これが西南戦争の好況に遭遇して一定の資金を得ることができた。貝島太助の炭坑業が徐々に形を見せ始めていた明治一〇年、直方町の資産家の共同経営であった切貫炭坑に採掘経験を見込まれて参加した。切貫炭坑は、貝島太助を迎えて漸く着炭に成功し、中古ではあったが蒸気機関を設置して、この地方における近代炭坑の先駆となった。この切貫炭坑の共同経営のもとで、太助は長

弟文兵衛・次弟六太郎のほかに、三弟の嘉造、姉の杉子、さらに弓削田炭坑時代から行動を共にしてきた甥の岡藤美之助などの一族を呼び寄せて、兄弟を中心とした作業グループを形成した。この切貫炭坑が機械使用の未熟さによって失敗すると、太助は小倉兵営在留の軍人・帆足義方の事業に協力することに活路を見出した。明治一二年三月、帆足義方に遠賀郡馬場山借区の許可が下りると、太助は再び文兵衛・六太郎・嘉造などを集めた。文兵衛は川勘場、妻の伊乃子は炊事にあたった。さらに翌一三年には、隣接する遠賀郡香月村で、帆足義方・斯波義兼兄弟が経営する香月炭坑の堅坑を開坑した。文兵衛は積出場で石炭の運搬・積込を監督、六太郎は採掘主任、岡藤美之助は監量長、杉子と嘉造は売勘場、帆足の部下で杉子と結婚した原庫次郎は事務主任、嘉造の義兄・桑野機三郎は会計主任となった。翌一四年には伊乃子の異母弟で博多商人小川平七のもとで番頭をしていた原田勝太郎を売勘場主任、一五年には遠賀川の船頭から香月炭坑の坑夫頭領になっていた園田覚助を坑夫取締等にあたらせた。こうして、香月炭坑時代には貝島太助を中心にして、貝島文兵衛、貝島六太郎、貝島嘉造、岡藤美之助、原庫次郎、桑野機三郎、原田勝太郎、園田覚助などの一族グループがすべて出揃い、彼らが帆足義方の鉱業実務を担当する体制がスタートした。しかし、炭価低落のなか、帳簿の不明確さもあって、太助は帆足が約束していた利益金の一部配当を受けることができなかつた。そこで、明治一六年六月から香月炭坑を請負掘りする形に切り替えると、明治一八年までに約七、八千円を得ることができた。しかしその間、同坑の事務員山本貴三郎と対立し、帆足からは請負金を低減されて収支が償わないこともあったので、帆足義方の部下であった原庫次郎を除く一族作業グループは、香月炭坑に見

図1 初期貝島一族の関係図



切りをつけて鞍手郡上大隈村大ノ浦(代ノ浦)に進出することになった。以上は、伝記の要約ではあるが、貝島一族の形成過程を窺うことはできる。貝島太助を中心とする炭坑業グループは、貝島太助が次々に炭坑開発を繰り返していく過程で、事業上の必要から徐々に形成されていった。最初に文兵衛、次に六太郎が加わった。切貫炭坑の開発の時には嘉造や杉子、岡藤美之助が売場を経営するなど体制が整い始めた。切貫炭坑における蒸気機関の失敗で一時離散するが、香月炭坑の時代に彼らは戻り、さらに、事務能力を持つ原庫次郎、会計・商務経験を持つ桑野機三郎、そして外交・統率能力のある園田寛助など、後に「六元老」と呼ばれる人物が次々に加わって一族を中心とする作業グループができあがっていった。そして、彼らが香月炭坑の請負掘りを成功に導いたのである。

② 一族請負業から一族企業へ

明治一〇年代における貝島一族の成功は、あくまでも請負掘りの成功であった。この時代までの石炭採掘は簡単な道具で対応できたため、鉱業権者のもとで豊富な鉱業経験を生かせば、請負業での利益を得ることは可能であった。香月炭坑時代までの貝島一族の成功は、まさに彼らが蓄積していた知識や技能を活用した結果であった。しかし、坑主として成功するためには、これに加えて炭価の変動に耐えうる豊富な資金力と開かれた市場が必要であった。したがって、香月炭坑時代までは、彼らは炭坑の所有者にも経営者にもなり得なかったと言つて良い。多くの場合、貝島太助自身が、鉱業権者から炭坑開発を任された「一山請負」的な存在であつて、この技術者としての「太助頭領」のもとで、それぞれの技能を持つ一族が作業を分担したに過ぎないのである。ここに見られる、鉱業権者(借区権者)―鉱業請負人―作業グループの階層分離は、小規模の石炭採掘において一般的であつた。しかし、鉱業権者(借区権者)と鉱業請負人及び作業グループとの階層分離は、固定的なものではなかつた。中間に位置する請負人が一定の資金を得て鉱業権者に上昇することも十分に可能であつた。大ノ浦炭坑の創業は、貝島一族が請負掘りの成功によつて鉱業権者に上昇したことを意味している。ところが、貝島の場合には、太助が鉱業権者に上昇して彼を実質的な坑主とする一つの企業体が誕生してからも、この階層がそのまま一つの企業組織に転化し、この関係が炭坑内部に内在するという特殊な形態を長く残した。この企業体内部の「請負制」こそが後の貝島炭坑の経営組織を特徴づけるものとなり、その妙味を経営内部でも利用するという経営方針が生まれてくるのである。大ノ浦炭坑創業後の貝島炭坑を見た場合、この企業

② 創業期の業務組織

大ノ浦炭坑の坑主、正確には組合員として名前を連ねていても、企业内部における貝島太助の優位は動かなかつた。むしろ、その優位は、明治二十一年一二月から策定される撰定鉱区の鉱業権取得やその獲得のための資金調達をめぐる問題で顕著になってくる。この点は、やや遅れて経営することになる隣接の菅牟田炭坑においても同様であつた。現実の問題として、撰定鉱区を得るための官庁工作や地元対策、さらには借金の主体として、貝島太助の存在は大きかつた。しかし、この貝島太助の優位は、それ以下の組合員たちの直轄化を直ちに志向するものではない。そこから、この時期の貝島炭坑の特殊な企業組織の問題が浮かび上がってくる。

創業期貝島炭坑大ノ浦・菅牟田両坑の業務組織については、明治二十四年八月時点での三井物産調査報告書「筑前国鞍手郡大ノ浦菅牟田炭坑及同国穂波郡桂川長尾借区取調上申書」(以下、「上申書」と記載)がある。その大ノ浦坑之部に「坑業受負人監場員及事務員トモ重要ノ事務ニ当ル人ハ総テ坑主親戚ヲ以テ成立ス」と記されているので、一族の者が大ノ浦石炭礦事務所員、売監場員、坑業受負人という要職を独占している。そのうちの坑業受負人については、同書のなかで「本坑〔大ノ浦坑〕採掘事業ハ坑主ニテ關係ナク別ニ受負者ヲ置キ一ヶ月採炭運搬等〔運搬トハ積場迄ヲ云フナリ〕一切受負ニテ担当シ經濟上ハ坑主ト全ク分離ス、受負者ハ坑主貝嶋氏の舎弟同姓六太郎氏及原田嘉介〔貝嶋太助氏偶配ノ弟ナリ〕〔原田勝太郎のこと〕氏ノ手ニテ一切取扱エリ、又売監場モ貝嶋六太郎氏引受け却テ事務所ヨリ職務大ニシテ取扱上整頓セリ」と述べており、川舟に積み込むまでの作業がすべて坑業受負人の裁量に任ざられて

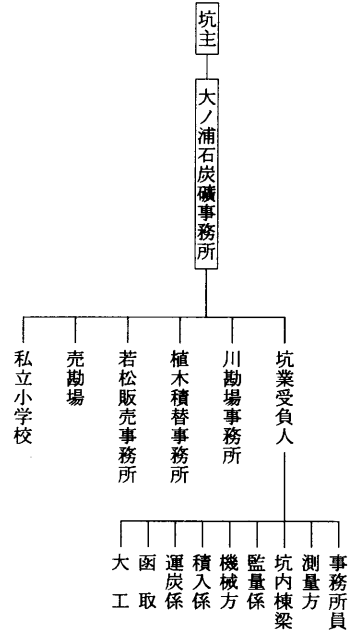
いた。菅牟田坑の場合も「採掘事業坑主貝嶋氏ノ親戚原庫太郎〔原庫次郎〕ノ担当ニシテ經濟上職務権限等総テ大ノ浦坑同様ナリ、採掘受負金ノ割合モ亦大ノ浦坑同様ナリ」と報告している。さらに、大ノ浦坑の「受負者ニテ使用スル事務員其他雇員ハ事務員四人測量方一人坑内棟梁五人監量係十四人機械方十八人積入係八人運炭係三人函取三人大工八人此ノ合計六拾四人外二坑夫五百人車夫八十人日雇三十五人積入夫六十人惣計七百四十〔七百三十九〕人也」と述べて、坑業受負人のもとに彼の事務員以下多くの係員や坑夫が雇われていたことが判る。なお、坑業受負人が使役する事務員には地元村民が多く採用され、また高度な技術や熟練を要する機械方や棟梁には高い月給が支払われている。以上のことは、菅牟田坑においても同様であつた。

このように大ノ浦・菅牟田両坑では、三井側から坑主と目された貝島太助が、川船輸送と石炭販売以外の採掘事業を坑業受負人に選定した一族の中心人物に任せ、その坑業受負人が各坑の雇用面から作業面までを自己の裁量で実質的に管理・運営していた。ここに、前に触れた階層の上昇転化の結果としての企業内部の請負関係が認められる。それ以外の分野である石炭の川船輸送と販売に関わる業務は、大ノ浦石炭礦事務所の直接管理となつた。以上の業務組織を図示すると、図2のようになる。

③ 採掘請負制の収益

この業務組織のなかで注目すべきは、採掘事業の実質的な担当者である「坑業受負人」と「坑主貝島太助」との間の經濟上の関係である。両者は、一つの企業のなかで一ヶ月単位の採掘請負関係にあり、經濟上完全に分離されていた。この採掘請負関係は、坑業受負人が貝島炭坑という

図2 大ノ浦坑の業務組織



企業体の所有する機械設備を使用するという点で、請負人が自ら道具を携えて採掘を請け負う従来の外部請負とは異なる。しかし、坑業受負人が内部利益を自己利益として取得するという点で企業内部の独立採算制とも見られない。言わば、両者の中間的な制度であった。したがって、この請負システムは仮に「企業内部請負制」と呼んでおく。その具体的なしくみは次のようであった。まず坑主から坑業受負人に渡される採掘受負金は、大ノ浦・菅牟田両坑とも塊炭一万斤につき七円と定め、炭価が一円以上高下するときは三分の一を増減するものとした。受負人はこの割合によって一ヶ月の出炭高に応じた採掘受負金を坑主から受け取り、このなかから採掘費を支払って、残額を受負人利益として取得した。このときの炭価は門司送りのうえで塊炭一万斤につき一八円三〇銭の約定であったから、それに比べると請負金額はかなり低い、それは採掘費が坑内・坑外の労賃と仕繰・掘進用材料費や作業上の簡単な消耗品費に限られ、その後の川船輸送費、販売費用を受負人が負担しないからであ

る。受負人は、いわゆる山元原価にあたる費用のみを負担し、石炭を川舟に積み込んだ段階で、一万斤につき七円を受け取るのである。坑主は前もって買い取り価格を設定することで市場価格との間に一定の利益を確保でき、また坑業受負人も自分の裁量で採掘現場での費用を抑えることに成功すれば受負人利益が増す仕組みであるから、経営側にとっては有利な方法であったといえる。

明治二四年七

月中の受負人利益を表2「採炭受負受払明細表」によって計算してみると次のようになる。一万斤当たりの受負金を決められた受負人は、その採掘高に応じた「坑主より受金」(採掘受負金)三五七一元二三銭八厘を与えられた。この中から採炭賃・陸運搬賃・積入

表2 採炭受負受払明細表 明治24年7月分

	本月採掘高	1万斤単価	採掘賃
坑主より受金	三尺塊炭 201万0200斤	7円	1407円14銭
	同 粉炭 50万6800斤	3円50銭	177円38銭
	五尺塊炭 251万4000斤	6円50銭	1634円10銭
	同 粉炭 100万7480斤	3円50銭	352円61銭8厘
	塊粉合計 603万8480斤		3571円23銭8厘
採掘費	採炭賃 658万7080斤 (坑所燃料等含む)		1712円64銭1厘
	坑内車夫賃		102円35銭7厘
	坑内諸日役賃		45円65銭
	坑内延卸後間賃金		177円
	火薬代		38円
	陸運搬賃		240円
	坑外日役賃		38円35銭
	材木買入代		86円30銭4厘
	器械費一切		67円50銭
	監場油堅坑下油其他坑内に係る雑費		35円78銭2厘
	運炭車用油及釘鉄縄竹其他雑費		38円68銭2厘
	積入賃		217円86銭
	月給合計		617円50銭
	合計金		3417円62銭6厘
利益			153円61銭2厘

出典：三井文庫 物産226「大ノ浦菅牟田両坑点検報告」

表3 大ノ浦炭坑 収支計算表(1万斤当たり)

単位:円

収 支 項 目		M24.7.決算	構成比	M24.8.予算	構成比
収 入	石炭売上金			塊炭 18.30	
	三尺塊炭			門司送18.30	
	三尺粉炭				
	五尺塊炭				
	五尺粉炭				
合 計					
支 出	坑所請負金(探掘費・請負人利益)	塊粉 5.914	100%	塊炭 7.000	49.9%
	探炭賃	2.836	47.9%		
	坑内車夫賃	0.170	2.9%		
	坑内諸日役賃	0.076	1.3%		
	坑内延卸後間賃金	0.293	4.9%		
	火薬代	0.063	1.1%		
	陸運搬賃	0.397	6.7%		
	坑外日役賃	0.064	1.1%		
	材木買入代	0.143	2.4%		
	器械費一切	0.112	1.9%		
	監場油堅坑下油其他坑内雑費	0.059	1.0%		
	運炭車用油及釘鉄繩竹其他雑費	0.064	1.1%		
	積入賃	0.361	6.1%		
	請負人使用事務員及雇員	1.022	17.3%		
	請負人利益	0.254	4.3%		
	販売費			0.260	1.8%
	問屋口銭			0.200	1.4%
	若松取締所経費			0.060	0.4%
	輸送費(若松水運)			4.000	28.6%
	上船運賃			0.850	6.1%
植木車道積替賃			0.150	1.1%	
下船運賃			2.700	19.3%	
川船増賃			0.300	2.1%	
輸送費(門若水運)			1.265	9.0%	
若松門司間運賃			1.250	8.9%	
船舶出入港費			0.015	0.1%	
大ノ浦石炭礦事務所経費			1.500	10.7%	
坑主外6名月給及旅費交際費其他雑費			0.500	3.6%	
借区税諸上納新機械買入其他新築工事			1.000	7.1%	
合 計			14.025	100%	

出典:「取調上申書」「採炭受負受払明細表」「営業経費支出予算調書」

M24.9.大ノ浦炭坑 鉄道利用試算(1万斤当たり)

単位:円

輸送費(若松陸運併用)			2.840	
上船運賃			0.800	
植木石炭陸揚荷車積込賃			0.300	
若松汽車運賃			1.440	
若松荷車卸船積込賃			0.300	
輸送費(門司陸運併用)			3.460	
上船運賃			0.800	
植木石炭陸揚荷車積込賃			0.300	
門司汽車運賃			2.160	
門司荷卸置場運送賃			0.200	

出典:「取調上申書」

M24.6.大ノ浦菅牟田両坑 収支試算(1万斤当たり)

単位:円

収 支 項 目		M24.6.塊炭門司渡	構成比	M24.6.粉炭若松渡	構成比
収 入	両坑炭平均炭価	1 8 円 0 0 銭		1 1 円 5 0 銭	
	合 計	1 8 円 0 0 銭		1 1 円 5 0 銭	
支 出	採炭費器械費一切	7 円 0 0 銭	48.8%	4 円 0 0 銭	43.5%
	坑所若松間運賃	4 円 0 0 銭	27.9%	4 円 0 0 銭	43.5%
	若松門司間運賃	2 円 1 5 銭	15.0%	—	0%
	問屋口銭	2 0 銭	1.4%	2 0 銭	2.2%
	坑所仕繰準備金	1 円 0 0 銭	6.9%	1 円 0 0 銭	10.8%
合 計	1 4 円 3 5 銭	100%	9 円 2 0 銭	100%	

出典:辰巳豊吉「貝島太助伝」(写)

賃など坑内外の労賃、火薬代・材木代・器械費などの材料消耗品費、受
負人が使役する事務員・雇員の月給、以上の「探掘費」三四一七円六二
銭六厘を支払い、差し引き一五三円六一銭二厘が受負人利益となった。

一方、明治二四年八月予算書で坑主側の収支を大ノ浦三尺塊炭一万斤当
たりで計算すると、表3のようになる。支出は、坑所での探掘費として
受負人に渡す「坑所請負金」七円、坑主外六名の月給や設備投資金など

の「大ノ浦石炭礦事務所経費」一円五〇銭、積場から門司までの「輸送費」五円二六銭五厘、それに「販売費」二六銭、以上合計一四円〇二銭五厘となる。当時大ノ浦三尺塊炭一万斤当たりの門司送り平均相場は一八円三〇銭であるから、差し引き四円二七銭五厘が残金となる。この計算は、二ヶ月前の貝島側の収支試算ともほぼ一致する。同時に三井物産では鉄道輸送に切り替えた場合の試算も行っている。そうすると、門司までの「輸送費」が一万斤当たり三円四六銭となり、水運のみの場合に比べて一円八〇銭五厘のコスト・ダウンになる。

このように、貝島炭坑という企業体は、いくつかの所有炭坑の採掘営業を坑業受負人に委ね、その採掘炭の買取価格を一定に抑えることで収益を確保するという経営方法を確立した。そして、当時の調査によると、この方法による収利は充分に可能であった。一方、坑業受負人は、任された炭坑を自分の「持ち山」のように自身の裁量で営むことができた。この方式は、明治三十年代になっても続けられ、貝島炭坑の経営上の特質の一つになった。⁽⁸⁾ なお、坑夫に日用品を販売する売勘場も坑業受負人に任されており、現金代わりに使用される切符は大ノ浦石炭礦事務所が五%の手数料引きで回収した。

(三) 輸送・販売業務の委託

① 輸送業務の委託

石炭の採掘・運搬が坑業受負人の裁量に任されていたのに対し、ある意味でそれ以上に困難な川舟輸送と販売は坑主の管理のもとに置かれていた。坑所から犬鳴川岸までは一キロメートル余りの簡易車道が布設され、坑業受負人はこれを利用して積場までの運搬を負担するが、それ以後の川船輸送には関わらない。大ノ浦石炭礦事務所直属の川勘場事務所の管理のもとで約五千斤積みの上舟が犬鳴川での輸送を担当した。その数一二二艘のうち九二艘が炭坑の所有船、他は約定雇入のものであった。途中の植木村で遠賀川本流と合流するため、ここで約一万斤積みみの川船に積み替えて若松港まで輸送する。遠賀川本流を運航する川船は、前金一二〇〇円の前貸しを運賃で清算する約定船であった。川船輸送は坑主の管理下に置かれたものの、輸送手段である川船は所有船が少なく直営化にはほど遠い状況であった。しかし、明治二四年九月に筑豊興業鉄道が開通して輸送の便が向上し、輸送コストの低減も実現すると、直営化そのものの必要性がなくなった。というよりも、そもそも石炭輸送の比重の大きさからすれば、これを一生産者が直営化できるものではなく、むしろ別の輸送業者に託すべきものであった。

② 販売業務の委託

「上申書」は、大ノ浦・菅牟田両坑の石炭販売についても、次のように記録している。「若松港ニテ同炭取扱方ハ元ト相部藤右エ門氏ニ依托シアリシモ同氏取扱上不親切ノ廉アリ、依テ更ニ大ノ浦菅牟田両坑事務所ヲ置キ販売其他諸般ノ事務ヲ整理ス、然レトモ年来情誼ニ依リ問屋口銭ハ依然同氏ニ対シ老万斤ニ付金式拾銭ノ手数料ヲ支払エリ、事務所ハ若松港ノ海岸相部藤右エ門氏ノ宅ヲ借受ケ事務員六名ヲ置キ販売其他ノ業ヲ経営ス」。この若松同炭販売事務所事務員六名の筆頭は桑野機三郎である。彼は、「貝島太助伝」によると、売業営業で身につけた文字書き・帳簿付け・金銭出納の経験を見込まれて石炭販売・金融面を任されたという。一方、販売委託相手の相部藤右衛門は「貝島太助伝」にも登場す

る若松港の石炭商である。彼に委託販売手数料二〇銭を支払い、その店

舗に桑野機三郎らが常駐するということは、相部と共同で販売に関わる

ということである。おそらく相部の暖簾のもとで販売することで販路の

確保や代金の回収、漕船の便益などを得る一方、採掘炭の販売振りをも

監視するねらいがあつたのであろう。創業期の貝島炭坑にとつては、そ

こまでしかできないのが当時の市場段階であり、販路の開拓や販売代金

の回収などがいかに困難なものであつたかを推察することができる。い

ずれにしても、若松港の石炭商の手を借りることによって、間接的にで

はあるが一定の需要者と販売約定を結ぶことができた。「本坑出炭ノ惣量

ハ是迄塊炭ノ分ハ重モノ約定ニテ先方ハ郵船会社重モノ之レヲ引受ケ昨

年末和英組工新約定セリ、乍併本年度塊炭ノ分ハ不残郵船会社ノ約定ニ

帰シ他へ売却ナシ、粉炭ハ若松港ニテ時価ヲ以テコークス会社其他塩浜

等へ売却セリ、粉炭ハ三池炭ノ如ク望人多ク不絶品不足ヲ訴エタリ」。

このように、塊炭はすべて日本郵船会社へ汽船の燃料炭として販売し、

粉炭は若松港においてコークス製造所や製塩業者などへの原料炭・燃料

炭供給として販売することができた。なお、この販売約定には特別な金

融制度が伴った。このうち郵船会社への大口販売には、需要者からの代

金の前渡しが行われていた。「郵船会社約定炭ハ一定ノ価格ナク豊前起行

炭及筑前藤棚炭価格ヲ標準トシ同炭ノ相場ヲ以テ高下スルノ約ナリ、是

迄該社ノ約定ハ坑主金融必迫（逼迫）ノ為メ五千円宛前借スル廉ヲ以テ

壹万斤ニ付金五拾銭引下ケ其外前借ノ分ハ多少割引ヲナシ居レリ」。ま

た、小口販売においても、代金回収の保証金という意味を含んだ石炭商

からの前渡し金が存在したはずである。いずれにしても、前に見た坑業

受負人への採掘費渡しは、ここから支払われているもので、坑主の苦し

い資金繰りが窺われる。

三 鉱業権喪失後の企業形態

(一) 大ノ浦・菅牟田両坑の請負振り

① 鉱業権の喪失

資金欠乏のなかで出発した貝島炭坑は、「上申書」が書かれた明治二四年八月頃には、莫大な借金を抱えて苦しんでいた。貝島は、明治政府の第二の鉱区拡大策とも言うべき撰定鉱区制の実施に対応して、政府が策定した撰定枠をも超える炭層全体に鉱区を拡大したため、表4のように多数の地主・商人などから七万円を超える巨額の資金を年利二〇%前後という高率の利子で調達していた。この高い借入利率が資金繰りを困難なものにしていたのである。そこへ、鉄道輸送が開始されるのを契機にして、大資本が両坑の獲得に乗り出してきた。三菱は最も優望な菅牟田炭坑の買収に触手をのびたようであるが、結局は柏木勘八郎・井上馨ラインで、旧負債の肩代わりとして毛利家が低利率の資金を供給することに決まり、大ノ浦・菅牟田両坑とも三井の傘下に入るようになった（毛利公爵家としては一私人との間に貸借関係を結ぶことを憚り三井物産を窓口として貸し出した）。このとき、貸し手側が炭坑の共同所有を問題にしたので、「栄鉱社」と名づけた株式類似の会社を解散し、一切の鉱区と機械設備を貝島太助の専有に変更したうえで、負債の主体を太助個人に帰一した。史料2の二つの証書は、貝島太助が他の「栄鉱社」社員六名の持株を買収したことを示すものである。これによって、創業以来の共同事業者である組合員の多くが炭坑の所有者から排除されること

表 4 旧負債明細表

明治24年8月現在

債権者	借入元金	利子・報酬	未払利子	元利合計金	至急返済必要額	担保物件
草野円治他1名	3,500円	月2銭	490円	3,990円	3,990円	
小倉 守長勝助	3,000円	月2銭	300円	3,300円	3,300円	
小倉 坂本治三郎	2,500円	月2銭	250円	2,750円	2,750円	
小倉 豊陽銀行	1,000円	月1銭	0円	1,000円	1,000円	
神戸 有田喜一郎	800円	月1銭	224円	1,024円	1,024円	
神戸 奥野代藏	4,500円	月1銭5厘	202円50銭	4,702円50銭	4,702円50銭	
香月半七	1,170円	月2銭	257円40銭	1,427円40銭	1,427円40銭	
久良知重敏	2,150円	月1銭5厘	64円50銭	2,214円50銭	2,214円50銭	
若松港小田繁吉外1名	1,800円	月2銭	288円	2,088円	2,088円	
直方町 清沢	1,100円	月1銭2厘	211円20銭	1,311円20銭	1,311円20銭	
直方町 樋	1,300円	月1銭5厘	370円50銭	1,670円50銭	1,670円50銭	
坑業受負人	5,000円		0円	5,000円	5,000円	
草野円治外3名	18,000円	月2銭	3,600円	21,600円	内13,600円	菅牟田坑々区券
同上	5,000円	月1銭5厘	600円	5,600円	600円	地価5千円地所
備前下津井村中西七太郎	12,500円	月2銭3厘	1,437円50銭	13,937円50銭	1,437円50銭	平垣村坑区券
感田村 香月新	1,300円	月1銭	26円	1,326円	26円	
博多 筑紫銀行	2,400円	月1銭3厘	62円40銭	2,462円40銭	62円40銭	
合計金額	67,020円		8,384円	75,404円	46,204円	

出典：三井文庫 物産226

になった。太助は毛利家への返済義務を一身に背負うことで、ひとまず両坑に対する所有権を独占することができた。

史料2

栄鉱社解約証(写)

明治十八年十月中福岡県筑前国鞍手郡宮田村大字上大隈字大之浦炭坑開坑及同十九年中同郡香井田村大字鶴田字菅牟田炭坑開坑に相成又同二十二年中穂波郡上穂波村大字長尾同郡桂川村大字吉隈共合せて四箇所借区御所有相成付ては明治二十三年中栄鉱社と号し金五万円の株券を造設せられ内二万五千円を創業以来の慰勞として相当に分与相成候処都合によりて今般金二万五千円御渡に付正に受取候上は社号を廃し株券返戻仕候に付ては向後該炭坑に關

して聊か關係無之儀と相心得候依て貴殿の意に任せ御処置相成候共毫も異議無之候間為後日解約証如件

明治二十四年八月二十日

福岡県鞍手郡宮田村大字上大隈四百二番地居住

桑野機三郎(印)
 貝島六太郎(印)
 貝島嘉藏(印)
 原田勝太郎(印)
 園田覚助(印)
 岡藤美之助(印)
 証人 渡辺 壮兵衛(印)

金預り証券(写)

一、金貳万五千円也 但し無利息
 右之金額正に預り申候処確實也、然る上は返納之儀明治廿七年十月三十日迄此証券引換御渡可申候為後日金預り証券如件
 明治廿四年八月廿日

福岡県筑前国鞍手郡宮田村大字上大隈

預り主 貝島 太助(印)
 証人 渡辺 壮兵衛(印)
 桑野 機三郎 殿
 貝島 六太郎 殿
 貝島 嘉藏 殿

原 田 勝太郎 殿
園 田 覚 助 殿
岡 藤 美之助 殿

(辰巳豊吉「貝島太助伝」写)

こうして借金の主体を貝島太助個人に限定したうえで、翌九月に旧負債七万五四〇四円(山所受負金未払分五〇〇〇円を含む)のうち返済を急ぐ高利の負債と菅牟田坑区を押さえられている負債の返済資金四万六二〇四円を借用した。このとき、抵当権設定の意味を込めて大ノ浦坑区の借区名義人に三井物産副社長の木村正幹が加わったため、同坑は貝島太助と木村正幹の共同所有となった。同時に、毛利家への負債の返済には石炭販売代金を押さえる方法が採られ、さらに同じ返済方法で三井物産から採掘資金の前渡しも行われたので、三井物産という商業資本が間接的に貝島炭坑を支配する形ができた。実際、石炭不況の深刻化に伴って負債の返済が現実には困難となり、さらに翌二五年に第二次借入れをおこなうと、貝島太助所有のすべての借区が名義上木村正幹の専有となった。これで、貝島太助までもが借区の所有者から排除されたことになる。太助は、明治三〇年五月までの買戻権を留保していたものの、それまでは、すべての借区における炭坑の鉱業権・経営権・販売権を失なってしまった。

この鉱区の名義替えに伴い、太助は木村正幹との間に史料3の契約証書を取り交わしている。その要旨は、太助は木村正幹の「使用人」として、その指揮監督のもとに大ノ浦・菅牟田両坑の採掘事業を続けていくが、使用人である以上不都合があったときは直ちに解雇されて事業との

関係すらたれてしまうこともあり得るだけでなく、他人から債務を負うことも許されず、他人からの負債のため財政困難を来しても木村正幹に対して借金を求めることはできないという拘束を甘んじて受けねばならないという過酷なものであった。

史料3

(契約証書写)

- (一) 木村正幹は貝島太助より譲受けたる石炭礦業を営むため太助を己に雇入れ、礦業事務に従事せしむべし
- (二) 太助は礦業上正実に事に従い且つ礦業其他共総て木村正幹又は其代人の指揮に従ふべし
- (三) 正幹は太助に於て不都合の所為ある時は直に之を解雇し得るものにして此場合太助に於て毫も異議なきものとす
- (四) 公爵家に対する一切の債務は太助の負担たること勿論につき、他日如何なる事情を生ずるとも他人より負債のため財政上の困難あるも、以後正幹に対し借金の請求を為さざることを堅く誓ひたるものとす
- (五) 太助は礦区の譲戻等をなさざる間は如何なる事情あるも該礦業に直接間接とも関係を来たすが如き取計を為し、他人より金銭物件の負債若くは金穀物件に関り他人のため保証義務を負担するが如き契約をなさざるものとす
- (六) 正幹は太助が万一前項に違背したるときは何時にても太助を解雇することを得
- (七) 保証人柏木勘八郎及び貝島六太郎は太助をして前記の契約を履

② 採掘請負業への後退

彼の毛利家に対する負債額は、実質的には菅牟田鉱区の価値には相当するものではあったが、その他の土地・建物・機械設備などの価値にまでは及ぶものではなかった。にもかかわらず、それに附属する土地・建物・機械設備や他の鉱区まで要求したということは、貸し手側が借り手側の困難に乗じて負債相当額以上の担保を確保したことになる。もし、太助が明治三〇年五月までにこの負債を返済できなければ、貸し手側は大ノ浦・菅牟田両坑をはじめ一切の炭坑を手に入れることになるのである。しかし、このことは逆に、太助が菅牟田鉱区相当額の借金を返済すれば、すべての炭坑全体を彼が専有できるチャンスでもあった。つまり、太助は返済のリスクを一身に背負うことで、両坑に対する所有権を一手に掌握することが可能になったのである。幸いにも、明治二六年から炭価が上昇に転じ、炭坑業界は空前の好景気に沸いた。この好況は日清戦争後まで続いて、大ノ浦・菅牟田両坑の「請負掘り」にも一定の収益をもたらした。しかし、今ここで、この好況が両坑の「請負掘り」にどの程度の収益をもたらしたのかを明らかにすることはできない。ただ、前述した両坑の収支計算に見られるように、この請負人利得は三井物産への石炭引渡価格以下にどの程度まで実際の採掘コストを抑えられるかにかかっている。また、三井物産への利払いや委託販売手数料負担はともかくとしても、三井物産が市場で販売する貝島炭の販売代金と引渡価格との差も重要であったことを指摘しておきたい。三井物産から貝

島へ支払われる引渡価格が不当に低ければ、物産側は生産過程にまで食い込んだ「販売利益」を得ることができ、逆に貝島側は実際の「山元価」さえ割り込む損失を計上することになるのである。この引渡価格(請負金)については両者間に明確な規定がなかったようであるが、不況期に引き下げられて収支が償わなくなると、原田勝太郎と三井物産馬関出張店服部種次郎との交渉で引き上げられることもあったという。したがって、その額の決定は、両者の現実の力関係に委ねられていたと見るべきであろう。そして、この「引渡価格」決定の問題こそが、後々までも両者間にくすぶり続ける紛争の火種となった。

(二) 補完炭坑の経営と国内販売

① 植木炭坑の共同買収

鉱業権の喪失後、日清戦争の好況に遭遇した貝島太助は、大ノ浦・菅牟田両坑の「請負掘り」に全力を傾けた。明治二七年六月以降、菅牟田炭坑に滞在して自ら陣頭指揮に当たった。この時期の両坑の組織は明らかではないが、太助は単なる採掘請負人として、採掘事業については毛利家所有の田川郡金田炭坑技師山縣宗一の指揮監督を受け、販売については三井物産馬関出張店服部種次郎に全権を握られていた。太助は両坑炭の買上価格の交渉ができるのみで、以後のことは全く関与できなくなった。ところが、この間、貝島は毛利家や三井には憚られることではあったが、遠賀川下流の鞍手郡植木村で瑞穂炭坑を共同経営している。このいわば補完炭坑を様々な形で同時に経営することが貝島経営のもう一つの特質であった。

この瑞穂炭坑は、明治二六年七月に事業休止中であった植木炭坑鉱区

四万余坪を、その機械設備とともに香月村大字馬場山帆足義方・福岡橋口町中尾卯兵衛・博多中間町下沢善四郎・博多土居町磯野七平から八千円で買収したものである。買収時点では数名の博多商人が鉱区所有者に加わっているものの、同坑は、かつて貝島が帆足義方に紹介し、帆足義方が明治一六年五月に借区許可された石山谷借区を基礎に、明治二一年三月開坑した実弟の斯波義兼名義の植木斯波炭坑であった。⁽¹⁾それが一〇年後に貝島自身の手落ちたわけである。しかし、貝島は毛利家や三井との約束から事実上他の炭坑を所有できないことになっていたので、表面上は貝島炭坑で財務を担当していた渡辺壮兵衛（吉柳壮平）の名義にしたが、実質は行橋町の商人柏木勘八郎を加えた三者の共同所有・共同経営であった。

この三者間で明治二六年一二月に作成した「植木石炭坑約定書」の写しが「貝島七十年誌資料」のなかに残っている。

史料 4

植木石炭坑約定書(写)

今回柏木勘八郎、渡辺壮兵衛、貝島太助ノ三名植木炭坑ニ於テ石炭採掘ノ営業ヲナスニ付三名ノ間ニ約定スル条々左ノ如シ

第壹条 柏木勘八郎、渡辺壮兵衛ハ貝島太助ノ奨導ニ依リ三名合意ノ

上福岡県鞍手郡植木村字東堤田外参字石炭坑区四萬四千五百七拾五坪ヲ福岡市磯野七平中尾卯兵衛等ヨリ旧坑諸機械据付ノ儘買取石炭

採掘販売ノ営業ヲナスモノトス

第貳条 本炭坑石炭採掘特許証第

号都合ニ依リ渡辺壮兵衛ノ名面ニ表面上致シアルモ實際柏木勘八郎渡辺壮兵衛貝島太助三名ノ共有

坑区タルモノトス

第三条 本炭坑買入及營業費トシテ借入タル資金ハ別ニ定ムル定約書ニ基キ年賦ヲ以テ夫々債権者ヘ将来營業中総益金ノ内ヨリ順次消却スルモノトス

第四条 貝島太助ニ於テ本石炭坑營業利益ノ保証ヲナセシニ依リ柏木勘八郎坑区買入及營業資金借入ノ勞ヲ取り渡辺壮兵衛債務者トナリ共々營業ニ着手スルモ本坑ニ係ル現今借入ノ資本其他将来一切ノ債務若シ利益金ニテ消却ヲ為シ能ハサル場合ハ悉皆貝島太助ニ於テ殘金ノ弁済ヲ負担シ且ツ天災時變ヨリ生スル損失モ兩名ハ其責ニ任セサルモノトス

第五条 本炭坑營業上ノ事ハ三名協議ノ上施行スルハ勿論ナレ共採掘上ノ事ハ一切貝島太助担任シ庶務會計ノ事ハ渡辺壮兵衛之レニ任シ柏木勘八郎ハ少ナク共毎月一回出坑諸般ノ相談ニ預リ一同協議ノ上事務ヲ処理スルモノトス

第六条 石炭販売ハ三名熟議ノ上販売地、確實ナル問屋ヲ撰定依伏シ金錢取締ノ為メ坑処ヨリ壺名出張セシメ一切ノ事ヲ監督セシムルモノトス

第七条 渡辺壮兵衛ハ毎月二回(十五日三十日)石炭及金錢出納ノ精査ヲナシ柏木勘八郎貝島太助ノ兩名ニ計算報告ヲナスモノトス

第八条 本炭坑營業總勘定ハ毎年三月六月九月十二月ノ末日ヲ以テ精算シ一切ノ經費ヲ引去リ其殘額ヲ純益トシ是ヨリ年賦金ヲ消却シ殘額ヲ第九条ニ定ムル割合ニ応シ配当ス、若シ損失アリタルトキハ第九条ノ規定ニ従フモノトス

第九条 利益金分配ハ純益金高ヲ柏木勘八郎十分ノ四渡辺壮兵衛拾

分ノ一貝島太助十分ノ五ノ割合ヲ以テ配当スルモノトス

第十条 本炭坑営業終了ノ後ハ諸機械諸建物家屋物品其他一切ノ共有財産ハ第九条ノ割合ニ依リ分配スルモノトス

本約定書ハ当事者ノ間ニ於テ堅ク遵守スヘキ事ヲ誓ヒ茲ニ自記名印シ正本三通ヲ製シ各自老通宛所持ス

福岡県豊前國京都郡行橋町
 柏木 勘八郎(印)
 同県 筑前國鞍手郡宮田村
 渡辺 壮兵衛(印)
 同県 同國 同郡 鶴田村
 貝島 太助(印)

(貝島七十年誌資料)

以上、十ヶ条にわたって三者間の権利・義務を規定している。これらの条文から、植木炭坑は貝島の強い利益保証のもとに共同経営を開始したこと、したがって年賦返済後に利益があれば貝島が五割の分配を得るが、逆に損失を残せば貝島がすべてを弁償するという、貝島にとって損失を出した時の責任が極めて重い内容のものであった。貝島は、毛利家・三井物産の請負人の地位に転落しながらも、炭況の好転と鉄道整備の機会を捉えて、一つの賭けに出たとさえ言えなくもない。

② 瑞穂炭坑の創業

明治二七年二月、植木炭坑は瑞穂炭坑と改称して採掘を開始する。鉱業代理人(坑長)には植木村出身の園田覚助、支配人には貝島嘉蔵が選

ばれた。彼らは山元(生産現場)で実際に鉱業を運営する請負人に相当する。瑞穂炭坑の坑主の一人で鉱業権者でもある渡辺壮兵衛は財務を担当した。同坑の概況を「勸業年報」に見ると、二七年中同坑の出炭高は塊粉合計四九〇〇万斤、年末現在坑夫数四二二人、営業日数三二二日であった。二八年中は七九五三万斤で、大ノ浦坑の三分の二程度の出炭規模である。しかし、坑夫一人当たりの採掘高を比較すると瑞穂炭坑の方が圧倒的に高い。また瑞穂炭坑は、坑口から筑豊興業鉄道植木駅までの距離が僅か七〇〇メートル、同駅から若松まで一三哩一五鎖(二噸一哩の運賃二銭)で、大ノ浦坑よりも運搬距離が短く、しかも一〇〇%鉄道輸送を利用できる地の利があった。営業収支面では植木からの下船(川船)輸送費は一万斤三円かかる

表5 創業期 貝島各坑出炭高

単位：トン

	全国出炭高(A)	筑豊送炭高(B)	貝島送炭高(C)	C/A		大ノ浦炭坑	菅牟田炭坑	瑞穂炭坑	溝ノ浦炭坑
				C/A	C/B				
明治18年	1,293,678	236,000		%	%				
19年	1,374,209	309,899							
20年	1,756,296	410,082	19,389	1.1	4.7	19,389			
21年	2,022,968	551,627	25,664	1.3	4.7	24,533	1,131		
22年	2,388,614	669,956	34,245	1.4	5.1	28,590	5,655		
23年	2,628,284	987,591	54,885	2.1	5.6	32,418	22,467		
24年	3,175,844	920,411	59,589	1.9	6.5	35,583	24,006		
25年	3,175,670	1,039,777	42,436	1.3	4.1	(不明)	(不明)		
26年	3,319,601	1,234,078	66,088	2.0	5.4	27,554	38,534		
27年	4,268,135	1,710,887	135,739	3.2	7.9	48,208	67,560	19,971	
28年	4,772,654	2,136,616	197,095	4.1	9.2	72,536	78,882	45,677	
29年	5,019,690	2,342,562	194,242	3.9	8.3	80,475	73,055	11,233	
30年	5,207,562	2,726,342	217,455	4.2	8.0	84,004	75,684		29,479 57,767

出典：「筑豊石炭鉱業会五十年史」「筑豊五郡石炭鉱区一覽表」「日本鉱業会誌」「福岡県勸業年報」「三井文庫物産226」「貝島太助伝」(写)「貝島七十年誌資料」

が、鉄道運賃ならば二円〇五銭である。したがって、瑞穂炭坑は大ノ浦・菅牟田両坑よりも営業上は有利であった。

③ 国内販売の状況

日清戦争に伴う炭況の活発化により、石炭の海外輸出は拡大したと言われている。しかし、大ノ浦・菅牟田両坑の石炭は三井物産への委託販売でやや海外市場向けに販売されていたとしても、瑞穂炭坑の石炭については、当然のことながら三井物産委託販売の対象外であった。瑞穂炭坑の採掘炭は筑豊興業鉄道によって若松へ送られ、そこで多数の間屋へ地売りされ、一部は大阪へ送られた。その販売状況は、清算会社貝島炭礦(株)に残っていた「会計帳簿」などで垣間見ることができる。明治二

八年六月から八月まで三ヶ月間の販売状況を表6

「瑞穂炭坑石炭売上明細表」に見ると、若松港に着炭した塊炭六九二万四九六〇斤のうち残炭を除いた八七%が「地売り」と呼ばれた地方販売である。残り一三%が「大坂送り」であるが、塊炭・粉炭の炭種別で見ると粉炭の方がやや「大坂送り」の割合が高くなっているのは、紡績会社の燃料になったからであろうか。いずれにしても、同坑の採掘炭は海外向けの販売ではなく、そのすべてが若松港での国内向け販売であった。

ところで、若松港で販売を委託した石炭商は、塊炭・粉炭・硬炭を合わせると一九店にもものぼる。それだけに、一店平均の取扱高は、三ヶ月で五二

表6 瑞穂炭坑 石炭売上明細表

		塊炭 M28.6 ~8.					
		斤	数	1万斤当り炭価	代	金	
				円	円		
塊	繰越	0					
	着炭高	6,924,960					
	地売り	5,826,240				8,189	
	久保店	1,864,800		13.800~14.500		2,600	
	倉田店	554,400		14.000~14.250		778	
	川端店	1,784,160		14.000~14.250		2,513	
	川村店	120,960		14.000		169	
	阿部店	302,400		14.000		439	
	大島店	191,520		14.000~14.200		271	
	杉山店	524,160		14.200		744	
	脇谷店	131,040		13.800		181	
	福間店	131,040		14.000		184	
炭	瓜生店	201,600		14.000		282	
	反保店	20,160		14.000		28	
	大坂送り	896,930		14.000		1,253	
	残炭	201,790		14.000		283	
	粉	繰越	0				
		着炭高	5,103,240				
		地売り	3,989,940				4,064
		澁田店	120,960		10.600		128
		重富店	80,640		10.500		85
		川端店	705,600		10.700		755
大島店		623,220		8.600~10.600		652	
高階店		151,200		10.500		159	
倉田店		151,200		10.500~10.700		159	
杉山店		1,804,320		9.800		1,768	
尾中店		171,360		10.300		177	
神徳店		30,240		10.000		30	
炭	吉田組	151,200		10.000		151	
	大坂送り	861,300		10.000		861	
	残炭	252,000		10.000		252	
	繰越	0					
	着炭高	100,800					
硬	地売り	90,720				66	
	福田店	50,400		7.500		38	
	大和店	40,320		7.000		28	
	残炭	10,080					

塊炭粉炭硬炭地売り合計	9,906,900斤	12,319円
塊炭粉炭大坂送り合計	1,758,230斤	2,114円
塊炭粉炭残炭合計	453,790斤	535円
合計	12,118,920斤	14,968円

出典：貝島炭礦(株)地方課資料「瑞穂石炭出納表」
「売揚差引勘定表」「為替勘定表」

万一四一六斤と僅少で、小口多数の石炭商に販売を委託して分散的に需要者へ供給していたことがわかる。その「売炭手数料」は、炭種を問わず、一率に販売数量一萬斤につき一五銭を取られている。この徴収率は、明治一三年では炭種ごとに異なり、販売数量一萬斤につき塊炭は三〇銭、粉炭は二五銭であったから、この時期に限れば減少傾向にあった。しかし、この徴収方法は、石炭商が受け取る販売手数料が、販売代金ではなく販売数量にかけられるところから炭価低落時には荷主にとって不利なものであった。逆に、石炭の各種需要が増大し炭価が上昇する好況期には、この欠点は隠されてしまい、小口扱いの石炭商によってきめ細かい販路が提供される利点が目立った。その意味では、この時期に限った瑞穂炭坑の経営は、貝島にとって時宜を得たものであったということがで

きる。

④ 瑞穂炭坑の営業成績

瑞穂炭坑若松出張方の計算では、明治二八年六月から八月まで三ヶ月間の営業成績は表7の通りである。地売り炭は塊粉硬炭合計九〇万六九〇〇斤。この売上代金一万二二九九〇。大阪送り塊粉炭合計一七五万八二三〇斤。代金二一四四〇。汽車場・戸畑・若松築港陸上炭（硬炭を除く）が四五万三七九〇斤。この代金五三五〇。以上合計一二二万八八二〇斤。代金一万四九六八〇。この三ヶ月間の「採掘費（請負者渡し）」、「販売費」、「輸送費」、「本店経費」の支出合計が一万一七八一〇。差し引き残額三二八七七円が三ヶ月間の利益となる。前述したように同坑採掘炭の市場は国内で、その八割強が「若松地売り」と記載された地域的な販売であったため、この利益を生み出したものは地方販売によるものである。好況期における補完炭坑の意義はここにありといつて良い。

「貝島太助伝」によると瑞穂炭坑は八〇〇〇円で買収し、事業開始の時から明治二九年一月に三菱合資会社へ譲渡するまでに二万余

表7 瑞穂炭坑 収支計算表

円未満四捨五入

	M28. 6. ~8. 決算		構成比
	収	支	
	斤	円	%
収	石炭売上金	12,118,920	14,968 100
	塊炭若松地売り	5,826,240	8,189 54.7
	粉炭若松地売り	3,989,940	4,064 27.1
	硬炭若松地売り	90,720	66 0.4
	塊炭汽車場及戸畑陸上分（1万斤14円替）	201,790	283 1.9
	粉炭汽車場及戸畑陸上分（1万斤10円替）	252,000	252 1.7
	塊炭大阪送り（1万斤14円替）	896,930	1,253 8.4
	粉炭大阪送り（1万斤10円替）	861,300	861 5.8
合 計	12,118,920	14,968 100	
支	採掘費		8,163 69.3
	請負者渡し		8,163 69.3
	販売費		149 1.3
	売戻手数料（1万斤15銭）	9,906,900	149 1.3
	輸送費		2,892 24.5
	汽車運賃（噸当たり34銭4厘）	7,206噸	2,479 21.0
	汽車場仲仕賃（1万斤80銭）		238 2.0
	倉庫経費 陸上炭取廻運賃並ニ仲仕賃		137 1.2
	大阪送り炭海上保険料並ニ為替歩		25 0.2
	非常経費 船舶事故		13 0.1
	（外に下船運賃）		(9) —
	本店経費		577 4.9
	営業諸雑費 什器費旅費交際費等		351 3.0
	月給手当金		226 1.9
合 計		11,781 100	
収支差額		3,187	

出典：貝島炭礦(株)地方課資料「瑞穂炭礦 貸借表 若松出張所勘定方」

M28. 6. ~8. 瑞穂炭坑 現金出納表

単位：円 円未満四捨五入

摘 要	借 方	摘 要	貸 方
創業費トシテ坑主ヨリ入	250	汽車運賃	2,488
塊炭代金入 582万6240斤	8,189	汽車場仲仕賃	238
粉炭代金入 398万9940斤	4,064	売戻手数料 990万6900斤 1万斤15銭	149
硬炭代金入 9万0720斤	66	倉庫経費 取廻運賃並ニ仲仕賃	137
陸上炭引当一時借入 岩津氏ヨリ	1,000	大阪送り炭海上保険料並ニ為替歩	25
大阪送り炭為替借 興行銀行ヨリ	335	営業諸費	351
炭代前金入 川端店	225	非常経費 難破船引揚救助費	13
		月給並ニ手当金	226
		坑主渡し金 請負者渡し	8,163
		同 福岡仲尾卯平渡し	500
		同 渡辺氏渡し（器械代・物産署中見舞割他）	850
		同 貝島太助氏渡し	54
		同 直方中村パイプ代払	106
		同 馬關櫛谷店払ドライブバン代内	300
		同 瑞穂坑雇入技手器械購求上京旅費他	30
		問屋同盟貯金	50
		家屋抵当ニテ貸金 安西へ	180
		同地所敷金 和田キ三郎	100
		現在金 出納帖残	169
合 計	14,129	合 計	14,129

出典：貝島炭礦(株)地方課資料「廿八年自六月至八月 貸借表 若松勘定方」

円の利益を上げたと言われる。三菱への譲渡金は三万五〇〇〇円であったというから、貝島はこの瑞穂炭坑の経営わずか二年間であわせて約五万円を生み出したことになる。三菱が瑞穂炭坑の買収に出たのは、瑞穂

炭坑が溜池下を採掘していたため、もし池底が陥落すれば隣接する三菱新入炭坑にも水害が及ぶ危険があったからである。三菱としては、福岡鉱山監督署への告訴が実らず、貝島が今後七ヶ年間採掘跡から起こる漏水の補償責任を負うことを条件に、やむなく買収という措置をとらざるを得なかった。貝島としても、溜池の底下一五尺のところまで掘り上げたというから、坑命を賭けた一か八かの冒險的な事業であった。ここにも、貝島の遮二無二な姿勢が現れている。なお、貝島が得た瑞穂炭坑の譲渡金は、京野炭坑（満ノ浦炭坑と改称）の買収資金の一部にあてるとともに、職員も同坑へ移されて、開発にあたった。この満ノ浦炭坑は、毛利家の資金がすぎ込まれて、同家との共同所有となった。

四 おわりに

以上、創業期の貝島炭坑における経営組織の特色と補充炭坑の意義について述べてきた。ここでは、その要点の確認と今後の展望をまとめておきたい。

貝島炭坑の経営組織の特色は、まず貝島太助を中心にした広範な一族が経営主体になったことである。もちろん、一族経営そのものは決して珍しいものではないが、貝島一族の場合には、当初から存在していた一族が炭坑業を始めたということではなく、炭坑業における作業上の必要から一族が徐々に形成されていったという特徴があった。一族各人は、それぞれに仕事上の得意分野を持つていただけに、それを生かす形で企業内部に確固たる地歩を占めた。大ノ浦炭坑の創業は、こうして形づくられた貝島一族共同事業体制の完成であり、また新たなスタートでもあつ

た。この時から、一族経営の組織化が本格的に始まることになる。その方法が「企業内部請負制」の採用である。香月炭坑時代に太助自身が経験し効用も知り尽くしていた「採掘請負制」を、企業内部の大ノ浦・菅牟田両坑において採用し、独立採算的な方法によって収益性の向上を図った。この「企業内部請負制」は、政府の急速な鉱業近代化政策のもとで、経営組織の発展過程が圧縮され、企業内部に請負制と直轄制の中間的な制度が長く残存したものはあるが、貝島一族は、これを当時における最も有効な蓄積方法として採用したのである。

この「企業内部請負制」は、生産現場での諸請負に限られ、川船輸送や販売にまでは及ぶものではなかった。川船輸送の組織化は、筑豊興業鉄道の開業によって必要性がなくなつたが、販売の組織化は、当時の市場状況から停滞を余儀なくされた。若松港には無数の石炭商がひしめき、彼らが販売を支配する状況が続いていた。その隙間に食い込んで自らの販売網を組織していくことは、多くの中小生産者にとっては困難なことであつた。そのうえ、増大する採掘炭にとって国内市場は狭隘なものとなり、海外市場への展開には、大資本の資金力と販売力が必要になつてきつたあつた。こうして、資金供給を前提とする三井物産への委託販売が、貝島の販売方法として大きな意味を持つようになった。しかし、過去の負債の返済資金を物産から調達したことは、炭坑の所有権に関わる重大な問題をはらんでいた。この資金調達を機会に、一族内における貝島太助の優位が強まる一方で、創業以来の功労者たちは炭坑の所有から徐々に排除されていった。こうして、一族共同事業体制は転機を迎えた。一族経営は、太助が借金返済をほぼ完了して鉱業権を回復した時には、貝島姓の四家のみによる一族経営に衣替えをして復活した。これが貝島

鉱業合名会社という一族会社の設立なのである。以後、貝島一族による「企業内部請負制」は、この会社の内部において、様々なバリエーションを見せながら展開していくことになる。その対象になった炭坑が後の柚ノ木原炭坑、津波黒炭坑、大分炭坑のような補完炭坑で、炭坑の変動に対応する形で請負制から直轄制まで様々な経営形態を採りながら、貝島炭坑全体の経営に貢献していった。

この補完炭坑は、一族による「企業内部請負制」のもとで、もう一つの重要性を持っていた。補完炭坑の採掘炭の多くは物産への委託販売の対象外で、補完炭坑は言わば地売り中心の炭坑であった。主要炭坑である大ノ浦・菅牟田両坑の採掘炭は三井物産によって遠隔地販売が拓かれていくが、採掘炭の炭質や採掘量によっては必ずしも物産によって販売しきれぬものではなかった。また、大ノ浦・菅牟田両坑と三井物産とのある種の請負関係は、本来の事業利益の一部を損なうものであったため、それを補うための策として物産の枠組みから離れたところで別の炭坑を経営して成果をあげる必要があった。そのような意味合いを持つ最初の補完炭坑が瑞穂炭坑であった。瑞穂炭坑は、共同経営者の力を借り、また炭況にも恵まれて莫大な利益を収めることができた。この炭坑は、石炭の品質では、大ノ浦炭・菅牟田炭に及ばなかったが、地方向けの販売をすることで、好況期には利益を計上することができた。ここから、好況期には「企業内部請負制」によって別の炭坑を経営し、物産との「前貸制度」的な枠組みに納まりきれない石炭を貝島自身が地売りして利益を確保するというスタイルができていくことになる。この点は、既出の三つの論文でも触れているのであるが、貝島という個別企業の経営を考察する場合、傘下の炭坑とその石炭販売との関連をとらえる前提として、

国内・国外の市場構造を明らかにする必要がある、残された課題である。

注

(1) 加藤幸三郎、松元宏、宇田川勝、春日豊、島山秀樹、永江眞夫、森川英正、荻野喜弘、島中茂朗などの諸氏による諸論文。このうち、島山、永江両氏の論文は、貝島の経営を内部資料を用いて本格的に分析した最初のものである。なお、貝島炭礦の研究史については、島中茂朗氏の詳しい調査がある(九州国際大学社会文化研究所紀要第五〇号所収「貝島炭礦研究史序説」)。

(2) 「創初期貝島鉱業合名会社の資金調達と石炭販売」(西日本文化協会『福岡県地域史研究』第一八号)・「貝島鉱業合名会社『総勘定元帳』に見る財務構造の変化」(九州大学石炭研究資料センター『エネルギー史研究』第一八号)・「第一次大戦前後における貝島一族会の事業展開」(同第二〇号)の三論文を指す。ここでは、不十分ながら一つの見通しを得ることができた。貝島炭坑は毛利家・三井物産の資金供与・一手販売で不況を切り抜け、さらに出炭規模を増大させたのであるが、その膨大な採掘炭と販売委託が却って貝島炭坑の市場進出を困難なものにした。海外市場中心に三井物産の販売力で売り捌いていた膨大な石炭を国内市場向けに切り換えていくことは、海外向けの販売組織を持たない貝島炭坑にとっては死活問題であった。そしてそれは、第一次大戦以後の国内市場の拡大と相俟って始めて実現できるものであった。

(3) 「辰巳豊吉「貝島太助伝」は、伝記ではあるが、特に一次資料に乏しい貝島炭坑創業期のことを窺い知ることが出来る貴重な資料と言える。

(4) 鞍手郡植木村出身の相撲取りで園田角助とも書く。遠賀川の船頭をしていたが、香月炭坑の頭領として筑豊四郡(遠賀、鞍手、嘉麻、穂波)の頭領会を遠賀郡木屋瀬で結成した人物。大ノ浦炭坑創業時には上大隈村との借区交渉に携わり、その後も太助の「右腕」として保争事件などに力を発揮した。太助の母タネは、木屋瀬村大阪屋園田太平の孫であるので、隣村植木村出身の園田覚助は遠縁に当たるといふ説もある。

(5) 宮田町教育委員会『宮田町誌』下巻五〇五頁参照。

(6) 前掲書五二四頁参照。

(7) (財)三井文庫「貝嶋鉱業書類」物産二二六

(8) 明治三十年代の請負制については、永江眞夫「貝嶋鉱業合名会社の経営組織に関する覚書」(福岡大学経済学論叢第三二巻第三・四号所収)を参照。

(9) 「貝嶋太助伝」には綾部藤右衛門と書かれている。『筑豊石炭鉱業会五十年史』で確かめてみると、明治一八年一月現在の若松石炭商に相部藤右衛門がいる。

(10) 清算会社貝嶋炭礦(株)の土蔵に残っていた会計課資料は、鉱業権を回復した明治二九年五月以降のものである。それ以前の会計帳簿は、貝嶋側には残っていない。

(11) 植木斯波炭坑については、九州大学石炭研究資料センター『石炭研究資料叢書』第三号「植木斯波炭礦日誌」参照。

(12) この一次資料も、清算会社貝嶋炭礦(株)総務課庶務係所管であった「貝嶋七十年資料」とは別の同社地方課資料である。これは、宮田事務所の土蔵のなかに永く眠っていたが、今は宮田町石炭記念館に移した。地方課所管であったところから、仮に「地方課資料」と呼んでおく。

(13) ちなみに、三井物産の委託販売手数料は、明治二九年後半期で販売代金の二・五%に固定されている。もちろん、いずれの場合も、需要者への委託販売である以上、その石炭が売り捌かれなかったときのリスクは荷主がすべて負うべきものであった。したがって、荷主としては、商業資本に石炭を買い取らせて販売のリスクを転嫁することができないならば、荷主自身が販売機構を持つことによって、採掘炭の売り捌きと販売コストの低減に努めることが必要であった。